

# 令和3年度版



## 熊谷市不妊治療費助成事業の御案内

熊谷市では、不妊治療(特定不妊治療・男性不妊治療)を受けたご夫婦に、助成の対象となる治療の費用から、治療区分に応じた県の補助額(3ページ参照)を控除した額に対し、1年度当たり10万円を限度に通算5年度助成します。埼玉県不妊治療費助成事業助成金支給対象の方は助成金支給決定後に熊谷市に申請をお願いします。

★「熊谷市不妊治療費(特定・男性)助成事業助成金支給申請書」に下記書類を添えて提出してください。郵送による申請は受け付けておりません。

(新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため当面の間、郵送での申請を受付けます。ただし、2回目以降の申請の方に限ります。)

- ①「戸籍全部事項証明(戸籍謄本)」(婚姻の有無が確認できるもの)又はそのコピー
- ②申請者の「住民票の写し」又はそのコピー(本籍、筆頭者及び続柄が記載されたもので、発行から3か月以内に限る。)、ただし熊谷市の住民票に記載されている方は省略することができます。
- ③申請者の婚姻日以後の住所が確認できる書類。(婚姻日に他市に住民登録がある場合に該当)、ただし婚姻日以後引き続き熊谷市の住民票に記載されている場合は省略することができます。(例)「戸籍の附票の写し」
- ④事実婚関係に関する届出書(事実婚の夫婦のうち住民登録上で同一世帯でない場合のみ)(令和3年1月1日以降に終了した治療について該当します。)
- ⑤申請者2人の個人住民税に係る「所得証明書」、「課税証明書」(各控除額が記載されたものに限る。)、「非課税証明書」又はそのコピー。

ただし、令和3年1月1日以降に終了した治療については添付の必要はありません。

申請日	必要書類
令和3年4月～令和3年5月31日	令和2年度(令和元年年分)の所得の証明書
令和3年6月～令和4年3月31日	令和3年度(令和2年年分)の所得の証明書

☆所得証明書は、申請日によって都道府県等が発行した不妊治療助成金支給決定通知書の写しの添付により省略できる場合がありますのでお問い合わせください。

- ⑥都道府県等が定める不妊治療の実施証明書のコピー又は熊谷市不妊治療費助成事業不妊治療実施証明書
- ⑦都道府県等が発行した不妊治療費助成金の支給決定通知書のコピー(該当者のみ)
- ⑧治療費の領収書(原本)
- ⑨熊谷市不妊治療費(特定・男性)助成事業助成金交付請求書
- ⑩振込先口座番号の分かるもの
- ⑪その他市長が必要と認める書類

※ 朱肉を使用する印鑑をご持参ください。

※※ 埼玉県へ提出する書類のコピーで可能な書類がありますので、県へ提出する前にコピーしておくことをお勧めします。また、前回申請時に提出している書類は、提出を省略できるものもありますのでお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 熊谷市 市民部 健康づくり課 ☎048-528-0601

(熊谷市箱田1-2-39 熊谷保健センター2階) 【申請窓口は4ページ参照】

## 1 対象治療

- ・特定不妊治療 体外受精治療及び顕微授精治療
- ・男性不妊治療 特定不妊治療を行うために必要とされる、精巣内精子生検採取法又は精巣上体内精子吸引採取法等、精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術

## 2 助成対象者

次の全ての要件に該当する方が対象です。

- ① 夫婦の双方又は一方が申請日において熊谷市の住民票に記載されていること。
- ② 夫婦の前年(1月から5月末までの申請にあつては前々年)における所得の合計金額が730万円未満であること。  
(ただし、令和3年1月1日以降に終了した治療については所得制限はなく、事実婚の方も対象になります。)

◎所得については、児童手当法施行令第2条、第3条を準用します。

			夫	妻
ア		総所得額(※1)		
控 除 額	イ	一律の控除額(所得がある場合のみ)	80,000 円	80,000 円
	ウ	雑損控除		
	エ	医療費控除		
	オ	小規模企業共済掛金控除		
	カ	一般障害者控除(該当1人につき27万円)		
	キ	特別障害者控除(該当1人につき40万円)		
	ク	寡婦(夫)控除(27万円、特例の場合35万円)		
	ケ	勤労学生控除		
コ	所得額 = ア - (イ + ウ + エ + オ + カ + キ + ク + ケ) マイナスは0円	コ1	コ2	
夫婦の合計所得が730万円未満であれば所得要件に該当			(コ1) + (コ2)	

※1 給与所得者の場合:給与所得控除後の所得額

事業所得者の場合:(事業収入-必要経費)

- ③ 本市の市税及び国民健康保険税の滞納がないこと。
- ④ 特定不妊治療以外の治療法では妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断されていること。
- ⑤ 助成を受けようとする治療(期間)について、都道府県等が実施する不妊治療費助成事業による助成金の支給を受けている、埼玉県不妊治療費助成事業による助成金の支給の申請期限を経過している(※1)又は埼玉県が定める不妊治療費助成事業の通算助成回数に達していること。
- ⑥ 助成を受けようとする治療(期間)について、他の市区町村が実施する不妊治療費助成事業による助成金を受けていないこと。

※1 埼玉県の年齢要件である43歳を経過している者も含む

### 3 対象治療

都道府県等が指定する医療機関(※2)において実施された、夫婦間における特定不妊治療で、下表の治療区分の欄に掲げるもの(卵胞の未発育、排卵終了、採卵準備中の体調不良等により卵子採取前に中止したものを除く。)及び特定不妊治療を行うために必要とされる男性不妊治療とします。

次に掲げる治療法は助成の対象となりません。

- ① 夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による治療
- ② 代理母(夫の精子を妻以外の女性の子宮に医学的方法により注入し、妊娠・出産してもらい、依頼者夫婦の子とする。)
- ③ 借り腹(夫の精子と妻の卵子を体外受精してできた受精卵を妻以外の女性の子宮に入れて妊娠・出産してもらい、依頼者夫婦の子とする。)
- ④ 入院費、食事代、文書料、精子・卵子・受精胚の管理料(保存料)は助成の対象とはなりません。

#### ※2 指定医療機関について

指定医療機関には、体外受精、顕微授精の区分があります。助成金を受けるには、区分に該当する治療法であることが必要です。

埼玉県内の指定医療機関については埼玉県ホームページ、県外の指定医療機関については厚生労働省のホームページで確認できます。

別表 治療区分

治療区分		県の補助額		
		令和2年12月31日以前に終了した治療	令和3年1月1日以降終了した治療	
特定不妊治療	A	新鮮胚移植を実施	15万円 (初回のみ 30万円)	30万円
	B	凍結胚移植を実施		
	C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施	7万5千円	10万円
	D	体調不良等により移植の目的が立たず治療終了	15万円 (初回のみ 30万円)	30万円
	E	受精できず、又は胚の分割停止、変性、多精子授精等の異常授精等により中止		
	F	採卵したが卵が得られないため又は状態のよい卵が得られないため中止	7万5千円	10万円
男性不妊治療		15万円 (初回のみ 30万円)	30万円	

備考 Bは、採卵・受精後、1～3周期程度の間隔を空けて母体の状態を整えてから胚移植を行うという当初からの治療方針に基づく治療を行った場合をいう。

#### 《特定不妊治療における助成対象範囲》

ホルモン注射等採卵に向けた準備から受精及び胚移植を経て妊娠の確認までの治療(治療途中で中断した場合を含む。)の費用のうち医療保険適用のない自費負担部分です。ただし、凍結胚の移植については、凍結胚の融解から、胚移植を経て妊娠の確認までの治療とします。

## 4 助成内容

夫婦一組につき、助成の対象となる治療の費用から別表に定める治療区分に応じ、県の補助額（治療の費用の額が県の補助額に満たないときにあつては、治療の費用の額）を控除した額とし、1年度当たり10万円を限度に通算5年度に限り助成する。ただし、男性不妊治療にあつては、その妻に係る特定不妊治療に対する助成が通算5年度に達した場合終了します。

(例1) 特定不妊治療Aが370,000円、男性不妊治療が260,000円の場合  
(特定不妊治療費) (県の補助額) (市助成限度額)  
370,000円 - 15万円 = 220,000円 ⇒ 10万円  
(男性不妊治療費) (県の補助額) (市助成限度額)  
260,000円 - 15万円 = 110,000円 ⇒ 10万円  
助成金額 200,000円

(例2) 特定不妊治療Cが145,000円の場合  
(特定不妊治療費) (県の補助額)  
145,000円 - 7万5千円 = 70,000円 助成金額 70,000円  
年度内上限額(10万円)に達しないため、同年度内に次期治療分を申請できます。

(例3) 特定不妊治療D(初回治療)が300,000円の場合  
(特定不妊治療費) (県の補助額)  
300,000円 - 30万円 = 0円 助成金額 0円

※上記は、令和2年12月31日以前に終了した治療についての例になります。

## 5 助成金の申請期限

治療が終了した日の翌日から2年以内とします。ただし、埼玉県不妊治療費助成事業の初回助成に係る、治療開始時の妻の年齢が35歳未満の場合は、3月31日と県の決定通知書の施行日から60日を経過した日のいずれか遅い日までに申請をお願いします。

## 6 助成金の支給

審査の結果、適正と認めるときは助成金支給決定通知書を通知しますので、助成金交付請求書(振込を希望する銀行口座の通帳コピー添付)を提出してください。振込口座は、申請されるご夫婦いずれかのご名義口座としてください。

なお、審査の結果、適正と認めないときはその理由を付した助成金支給不承認通知書を通知します。

※埼玉県との連携事業「早期不妊治療費助成事業」は、本事業に適用されます。

※治療が終了した日によって必要書類が異なりますので、申請前に再度御確認ください。

【申請窓口】 受付時間 平日 8:30~17:15  
健康づくり課 ☎ 048-528-0601  
(熊谷市箱田1-2-39 熊谷保健センター2階)  
母子健康センター ☎ 048-525-2722  
(熊谷市大原1-5-36)